

昭和五十七年八月二十七日受領
答 弁 第 二 八 号

(質問の 二八)

内閣衆質九六第二八号

昭和五十七年八月二十七日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員平石磨作太郎君提出母子保健に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員平石磨作太郎君提出母子保健に関する質問に対する答弁書

一について

近年出生率が低下し、急速に高齢化社会へ移行しつつある我が国において、母子の健康の保持、増進を図ることは今後の社会の活力を維持していく上で重要な課題であり、長期的視野に立つて今後の母子保健施策を進めていく必要があるものと考えている。

このため、昭和五十四年六月厚生省に家庭保健基本問題検討委員会を設け、今後の家庭保健の在り方について鋭意検討を行ったところであるが、昨年十二月に取りまとめられた同委員会の報告をより具体化することについて、本年二月から中央児童福祉審議会において審議しているところである。

母子保健法改正の問題については、同審議会の審議結果を踏まえた上で、必要に応じ速やか

に対処してまいりたい。

二について

政府は、従来から妊産婦、乳幼児から老人に至るまで生涯を通じる国民の健康づくりのための諸施策を講じてきているところであり、今後とも関係省庁間の連携を一層緊密にしつつそれらの効率的運用に努めてまいりたい。

右答弁する。